

平成15年度長崎県公共事業評価監視委員会意見書

1. 意見

諮問があった67事業については、いずれも対応方針（原案）どおり認めることに決定しましたので、答申します。

2. 審議過程における意見

1) 事業全般について

・今回の対応方針による今後の課題や問題点を解決するためには、あらゆる角度から検討を行うと共に、関係者と調整を重ねられ解決策を講じるよう努められたい。

・用地交渉の難航などの地元事情により長期化している事業については、関係者への説明や協議を十分行い、事業への理解を得るよう努められたい。

2) 個別の事業について

・漁港環境整備事業（長崎漁港）

沖平3地区の環境整備については、土地造成計画の変更に伴い整備の必要性がなくなったため、計画から削除するという見直しの方針を認める。

・漁業集落環境整備事業（神の浦漁港）

集落排水施設整備については、加入意向者数の減少により今度とも向上が見込めない状況を考慮して廃止するという見直しの方針を認める。

但し、代替案について、受益者の費用負担が少ない方法を検討するよう努められたい。

・小茂田港改修事業（小茂田地区）

漁船の安全な出入港のためには航路の静穏度向上を図ることが必要であると判断されるため、防波堤計画の見直しの方針を認める。

・雪浦第2ダム

河川整備基本方針・整備計画の策定の中で、今後、利水の必要性等の社会経済状況の変化があれば検討し、再審議することを付帯条件に継続の方針を認める。

・村松ダム

河川整備基本方針・整備計画の策定の中で、河川周辺の開発といった社会経済状況の変化について検討し、再審議することを付帯条件に継続の方針を認める。

・石木ダム

地元からの提出資料に対する県の説明を受けた上で審議を行った。その結果、平成16年度に実施予定の佐世保市の利水事業再評価において見直しがあれば、再審議を行うことを付帯条件に、治水事業として必要と判断されるため継続の方針を認める。

また、事業開始から長年にわたっていることも踏まえ、誠意を持って解決の糸口を見出して、早期に関係者の理解協力が得られるよう努められたい。

3. 15年度再評価の審議経過

- ・ 第1回委員会（平成15年6月16日開催）
再評価対象事業の説明及び審議
詳細審議事業の選定
- ・ 第2回委員会（平成15年7月23日、8月4、5日）
詳細審議事業の現地調査
- ・ 第3回委員会（平成15年8月19日開催）
詳細審議事業の審議

注) 詳細審議事業の選定に際して配慮した事項

- (1) 計画見直し等がある事業
- (2) 事業進捗が遅れている事業

<<参考>>

- (1) [再評価対象事業数一覧](#) (PDFファイル)
- (2) [対象事業の一覧](#) (PDFファイル)